

年度 神戸市 国民健康保険料のお知らせ(納入通知書) 1枚目

宛名欄

被保険者番号

※お問い合わせの際は「被保険者番号」をお伝えください

神戸市長

(返戻先)〒650-0033 神戸市中央区江戸町95 井門神戸ビル6階
神戸市保険年金事務センター

保険料額 (1)+(2)

変更前の額 (参考)

<宛名>

原則として、納付義務者（世帯主）の方の住所・氏名が記載されています。
世帯主が国保未加入の場合でも、納付義務者は世帯主になります。

<被保険者番号>

世帯ごとに割り振られている番号です。お問い合わせの際には、この番号をお伝えください。

<保険料額>

今回決定した年間保険料額です。

保険料に変更があった場合は、下段に「変更前の保険料額」が参考記載されます。

1. お知らせの理由

納入通知書の送付理由が記載されます。

(例) 新年度の保険料です

国民健康保険の加入または脱退のため

国民健康保険の被保険者の資格内容に変更があったため

所得の決定または変更があったため

2. 期別保険料

納期ごとの支払額が表示されます。印字された納付方法（下記のいずれか）で納付してください。

- ・納付書払い 「同封の納付書で納めてください。」
- ・口座振替 「金融機関より各月の27日に口座振替されます。」
- ・年金からの特別徴収 「年金から特別徴収により天引きされます。」

<普通徴収額>

普通徴収（納付書払いまたは口座振替）の納期限が表示されています。

6月請求分が「6月期」、7月請求分が「7月期」、・・・、3月請求分が「3月期」という表記になっています。

※4月・5月の保険料も発生しますが、納付開始は6月からとなります（通常、年間保険料（4月～翌年3月の12ヵ月分）は、6月～翌年3月の「10回」で納付します）。

<特別徴収額>

特別徴収（年金からの引き去り）の対象となる場合は、ここに特別徴収の情報が記載されます。特別徴収は偶数月に徴収するので、偶数月のみ金額が表示されます。

※2月期時点で特別徴収の対象になっている場合、翌年度の4月・6月・8月は「仮徴収」となり、2月期と同じ金額がそのまま引き去られます。その後、毎年6月に年間の保険料が確定しますので、確定した金額との差は、当該年度の10月・12月・2月の「本徴収」で調整されます。

参考：月別保険料

決定された年間保険料について、月あたりの保険料額を記載しています。

医療分・後期支援分・介護分・子育て分がそれぞれ記載されています。「月別保険料」の合計額と「期別保険料」の合計額は一致します。

1 お知らせの理由 このお知らせは、下記の理由により作成しました

理由欄

2 期別保険料 各納期に納めていただく保険料です **納め方** ここに納付方法が印字されています

普通徴収額

期別	納期限	決定額 (円)	変更前(参考) (円)
4月期	4月末日		
5月期	5月末日		
6月期	6月末日		
7月期	7月末日		
8月期	8月末日		
9月期	9月末日		
10月期	10月末日		
11月期	11月末日		
12月期	12月末日		
1月期	1月末日		
2月期	2月末日		
3月期	3月末日		
合計		①	

特別徴収額 年金からの引き去り

期別	決定額 (円)	変更前(参考) (円)
4月期		
6月期		
8月期		
10月期		
12月期		
2月期		
合計	②	

翌年度

期別	決定額 (円)
4月期	
6月期	
8月期	

※期別保険料額は、各納期の保険料が均等になるように割り振っています ※特別徴収開始年度は、9月期までは普通徴収で納めていただきます
※今年度75歳になられる方が世帯におられる場合は、裏面「今年度に40歳・65歳・75歳になられる方へ」の3.をご覧ください

参考 月別保険料 1ヵ月あたりの保険料額です

	医療分 (円)	後期支援分 (円)	介護分 (円)	子育て分 (円)	月額保険料 (円)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					

	医療分 (円)	後期支援分 (円)	介護分 (円)	子育て分 (円)	月額保険料 (円)
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
年間保険料					

※各納期に納めていただく保険料は上記 2 期別保険料 をご覧ください

月ごとの納付額

月あたりの保険料

